

事務連絡  
令和6年9月24日

所属所長様

公立学校共済組合石川支部  
一般財団法人石川県教職員互助会

### 大雨による被災に係る災害見舞金について

令和6年9月21日からの大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
災害により住居の3分の1以上の損害があった場合には災害見舞金の対象となり、併せて石川県教職員互助会の災害見舞金の対象となります。

また、床上浸水により、損害の程度の決定が困難な場合は、床上30cm以上の浸水があった場合に災害見舞金の対象となります。

つきましては、以下の点に留意のうえ貴所属所組合員に周知をお願いいたします。

### 記

#### 1. 必要書類

- ・災害見舞金請求書
- ・罹災証明書
- ・罹災状況報告書
- ・家財の損害に関する計算書
- ・住居の見取り図
- ・罹災の状況が判断できる写真  
見取り図との位置関係がわかる注釈を入れてください。  
浸水の場合は、床からメジャーをあてて壁を撮影する等、最大浸水時の高さがわかるものを必ずご用意ください。
- ・令和6年度の固定資産評価額がわかる書類の写し（全壊以外）  
借家等に居住の場合、家賃の月額がわかる契約書の写し
- ・住居を修繕した場合の見積書（全壊以外）  
床上30センチ以上の浸水である場合は省略可
- ・その他共済組合が必要と認める書類

## 2. 令和6年能登半島地震によって損害を受けていた場合の取り扱い

- ・地震により本来の住居と現に居住している住居が違う場合の取り扱い

緊急避難等により一時的に避難（避難所、テント、自家用車など）している場合は本来の住居が対象。

家財とともに疎開（仮設住宅含む）し、転居と同様の状況にあるときは、当該居住している住居が対象。

- ・地震により受けた損害との調整について

地震による損害の修繕等が完了しない状態で、今回の大雨により当該損害の状況が悪化した場合は、最大値の損害により算定し、先に支給した金額と調整。

浸水、土砂崩れ等、地震と関連が無い要因によるものについては、別の災害として判定。

- ・災害の程度の判定について

地震による損害の判定は大地震が発生した場合の取り扱いに基づき、石川県下の地方公務員共済組合全体の協議のうえ特別な方法により判定しましたが、今年般の大雨による損害の判定基準については通常の災害見舞金の判定方法となります。

## 3. 浸水の場合の災害見舞金の給付額

床上 30 センチ以上の浸水 . . . 標準報酬月額 の 0.5 か月分

床上 120 センチ以上の浸水 . . . 標準報酬月額 の 1 か月分

## 4. 石川県教職員互助会の災害見舞金

共済組合の災害見舞金の対象となった場合は、5万円を自動給付します。

（職員宿舎、借家、間借等は除きます。）

なお、共済組合の給付対象とならなかったものの、会員居住の住居（職員宿舎、借家、間借等は除く）の罹災証明書の損害の程度が「準半壊」以上のときは、1万円を給付します。

詳しくは令和6年3月7日付石教互第79号をご覧ください。

## 5. その他

この取り扱いに変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

公立学校共済組合石川支部

石川県教職員互助会

電話 076-225-1848